

市民局希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民局において発注を行う業務について、透明性及び競争性を高め、並びに公正な競争を確保するために、業務ごとに入札への参加を希望する者の中から指名業者を選定して行う入札（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格が100万円を超える業務委託、予定価格が250万円を超える修繕料とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約及び契約課による入札執行に係る業務を除く。

(入札参加資格要件)

第3条 希望型指名競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格要件」という。）は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (3) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (6) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (8) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (9) 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (10) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- (11) 前各号のほか必要と認めて定める者

2 希望型指名競争入札を実施する場合において、対象業務の種類又は性質により必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、対象業務と同種業務の履行実績等を入札参加資格要件として定めるものとする。

(対象業務の概要等の公表等)

第4条 希望型指名競争入札の入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）を募集するときは、対象業務の概要、入札参加資格要件及び入札参加申込みの受付期間（以下「申込受付期間」という。）その他必要と認める事項を業務発注表（様式第1号）により公表するものとする。

2 申込受付期間は、原則として5日間とする。

(入札参加申込手続)

第5条 入札参加希望者は、申込受付期間内に希望型指名競争入札参加申込書（様式第2号。以下「入札参加申込書」という。）に関係書類を添えて、提出するものとする。

(入札者の指名)

第6条 市長は、前条の規定による入札参加申込書の提出を受けたときは、それを審査し、入札参加資格要件に適合するすべての者を入札者として指名するものとする。

(非指名通知)

第7条 市長は、前条の場合において、入札参加資格要件に適合せず、入札者として指名しないこととした者があるときは、その者に対し非指名通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の非指名通知書による通知を受けた者は、指名されなかった理由について、当該通知書を受領した日から3日以内に、市長に対し書面により説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による求めがあったときは、その者に対し回答通知書（様式第4号）により回答するものとする。

(入札参加申込書を提出した者が不在の場合等の取扱い)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、希望型指名競争入札の実施を取りやめ、通常の指名競争入札を実施するものとする。

(1) 入札参加申込書を提出した者が不在の場合

(2) 入札参加申込書を提出した者のうち、入札参加資格要件に適合する者が1者以下である場合

(3) 入札参加資格要件に適合する者が2者以上である場合でも、入札時において入札参加者が1者である場合

2 前項第2号の規定により通常の指名競争入札を実施する場合には、市長は、当該入札参加資格要件に適合する者を、当該指名競争入札における入札者として指名するものとする。

(この要綱に定める手続以外の手続)

第9条 この要綱に定める手続以外の希望型指名競争入札の手続については、通常の指名競争入札の手続の例による。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。